



第13章 住宅

● 重度身体障害者居宅改善整備費の補助

在宅の障害者の生活を容易なものとするため、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。必ず改修前にご相談ください。

※介護保険、日常生活用具の給付対象となる改修は対象外となります。

【対象者】 肢体不自由の身体障害者手帳1・2級の人
※所得により対象者とならない場合があります。

【補助額】 改修費用の3分の2（限度額24万円まで）

【申請に必要なもの】

手帳、見積書、図面、改修前の写真

【問合せ】 社会福祉課障害者支援担当（地域生活支援センター）（→11ページ）

● 身体障害者住宅資金貸付

生活上の負担を軽減するために必要な新築、増改築に要する経費を貸し付けます。
生活福祉資金の住宅資金（→48ページ）。

【対象者】 県内に居住し、障害者又は障害者を扶養している人

【問合せ】 和光市社会福祉協議会（→16ページ）

● 県営住宅の抽選における特例措置

住宅の入居を希望する人は、1月、4月、7月、10月の定期募集で申し込みをさせていただきます。申し込み締め切り後に抽選を行い当選者を決定しますが、下記に該当する人及びその同居の親族などの場合は、一般の人に比べ当選する確率が高くなる制度があります。

（住宅の種類により対象者は異なります）

【対象者】 ・身体障害者1～4級の人
・療育手帳④・A・Bの人
・精神障害者保健福祉手帳1・2・3級の人

【問合せ】 埼玉県住宅供給公社
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10
☎ 048-829-2875 FAX 048-825-1822

